



安心して
飲みたいね。

監視・盗聴・密告なんてまっぴら！
「共謀罪」…!? やだねえ。

「共謀罪」に反対する居酒屋友の会 @ 埼玉

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル3階 埼玉県平和委員会気付 電話 048-711-4434

おしゃべりも相談も犯罪に…

安倍政権は、1月20日召集の通常国会に「共謀罪」を含む組織犯罪処罰法改正案を提出することを言明しました。

「共謀罪」は実行行為ではなく意思そのものを裁くもので、戦前の治安維持法に通ずるものです。これまで3回、提出されましたが、多くの反対を受けて廃案になっています。今回も、提出を許さない声をあげていきましょう。

憲法で保障された思想・信条、 内心の自由を侵害

近代の刑法では、被害が起きた場合に、その犯罪行為を処罰するのが原則です。捜査は事件が起きてから始まります。

しかし、「共謀罪」は、事件が起きていない、被害が生じていない段階でも、処罰ができるというもの。おしゃべりをしたり、相談しただけでも犯罪とみなされ、処罰される恐れがあります。思想・信条の自由、内心の自由を侵害する憲法違反の「法案」です。

「テロ対策」とは関係のない 676もの犯罪に適用

安倍政権は「テロ対策のために必要だ」と強調しています。

しかし、共謀罪が適用される犯罪（懲役4年以上の刑罰の犯罪）は676にのぼり、「テロ」とはまったく関係のない公職選挙法や道路交通法など、広く市民生活にかかわる犯罪も対象となり、「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民のグループなども対象にされかねません。

まかり通る監視・盗聴・密告… 戦前のような息苦しい社会に

事件が発生していない段階で「犯罪」を取り締まるためには、日常的な監視・盗聴が不可欠になります。戦前の「隣組」のような、市民同士を相互に監視させ、密告させる仕組みも必要になります。人の目を気にしなければならない息苦しい社会になってしまいます。

「共謀罪、国会提出するな」の声を！